

別表

イ 厚生給付事業

給付の種類	条 件	給 付 額 及 び 支 給 基 準	提 出 書 類
結 婚 祝 金	会員が結婚したとき。	50,000円 (結婚祝金の受給資格発生の日は、婚姻届出の日とする。)	結婚祝金請求書
入 学 祝 金	会員の子が小学校、中学校、高等学校等に入学したとき。	小学校に入学したとき 1人につき 10,000円 中学校に入学したとき 1人につき 10,000円 高等学校等に入学したとき 1人につき 10,000円 (ただし、高等学校等の入学は、1回限りとする。)	入学祝金請求書
銀 婚 祝 金	会員が結婚後25年に達したとき。ただし、会員が退職又は退会時に満58歳以上で銀婚に達しないときは銀婚に達したものとみなす。	20,000円 (ただし書は、事由発生日が退職又は退会後になる場合で、退職・退会時に20年以上25年未満を満たせば該当とする。)	銀婚祝金請求書
慰 労 給 付 金	会員の配偶者の死亡等で再婚することなく、結婚後25年に達したとき。ただし、会員が退職又は退会時に満58歳以上で25年に達しないときは25年に達したものとみなす。	20,000円 (ただし書は、事由発生日が退職又は退会後になる場合で、退職・退会時に20年以上25年未満を満たせば該当とする。)	慰労給付金請求書
リフレッシュ給付金	会員が右の年齢に達したとき。	30歳に達したとき 30,000円 40歳に達したとき 30,000円 50歳に達したとき 30,000円 60歳に達したとき 30,000円 誕生日の属する月の翌月に自動給付する。	自動給付
単 身 会 員	会員が結婚する	会員期間1年につき 8,000円	単身会員特別給付

(別表イ 厚生給付事業)

特別給付金	<p>ことなく、満50歳に達したとき、又は満40歳以上で退職（死亡退職を含む。）若しくは退会（転出）したとき。ただし、この給付金を支給後に結婚した場合には、結婚祝金を支給しない。</p>	<p>期間の算定は、会員になった日から満50歳に達した日までとする。ただし、50歳未満で退職又は退会した場合は、会員となった日から退職又は退会した日までとする。 （当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>	金請求書
退会餞別金	<p>会員が退職（死亡退職を含む。）したとき（退職した日の翌日から引き続き運営規則第3条第2項各号に定める組合員等となり、会員として継続する場合を除く。）。又は他の共済組合の組合員となったとき（継続会員は除く。）。</p>	<p>在会期間3年以上10年未満 30,000円 在会期間10年以上 50,000円 （在会期間は平成23年4月1日以降の期間とし、当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>	退会餞別金請求書
無給付者給付金	<p>会員が事業年度を単位として、2年間短期給付、厚生給付及びその他の給付等を受けなかったとき。ただし、事業年度を単位として2年間在会しているものに限る。</p>	3,000円	自動給付